

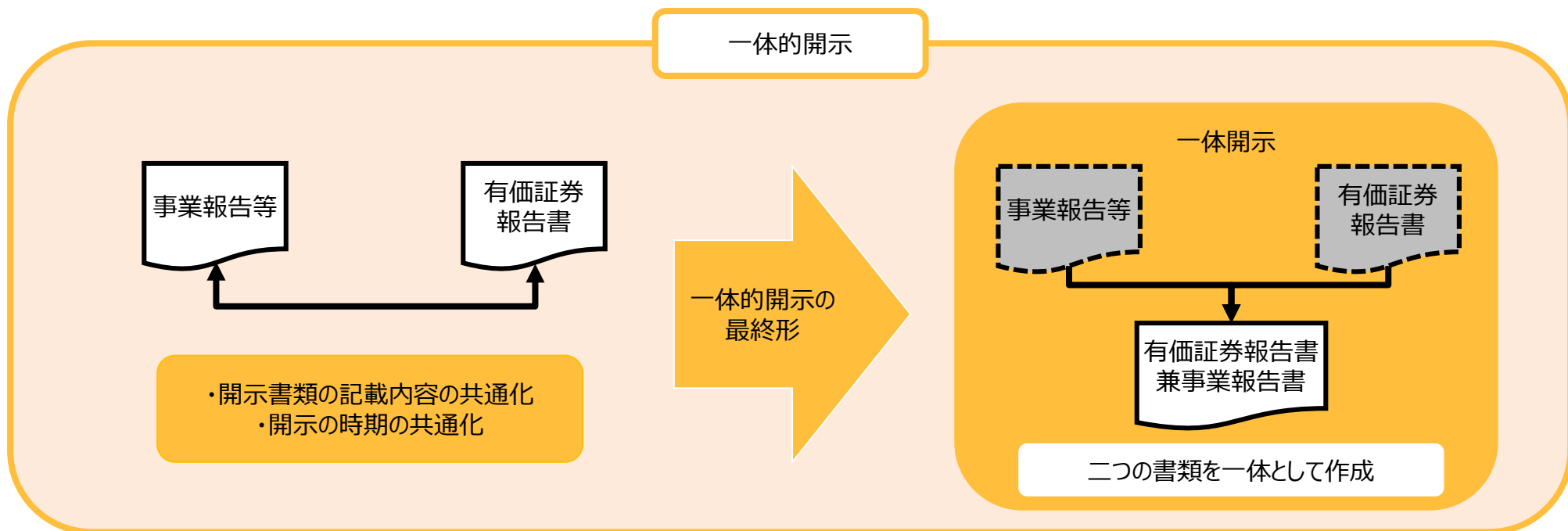
# 事業報告等と有価証券報告書の 一体的開示FAQ（制度編）の概要

2021年1月

経済産業省 経済産業政策局 企業会計室

# 一体的開示の概念整理

- 「一体開示」は会社法（事業報告等<sup>(※)</sup>）と金融商品取引法（有価証券報告書）の要請を満たす一つの書類を作成して、株主総会前に開示すること。<sup>(※)事業報告・計算書類</sup>
- 「一体的開示」は「一体開示」に加え、事業報告等と有価証券報告書の記載内容を可能な範囲で共通化し、別々の書類として作成・開示する場合等を包含するより広い概念。
- 今回公表するFAQでは一体的開示と一体開示に共通する内容、一体開示に固有の内容に分類の上、取りまとめを実施（詳細は後述）



# 一体的開示に関するこれまでの取組

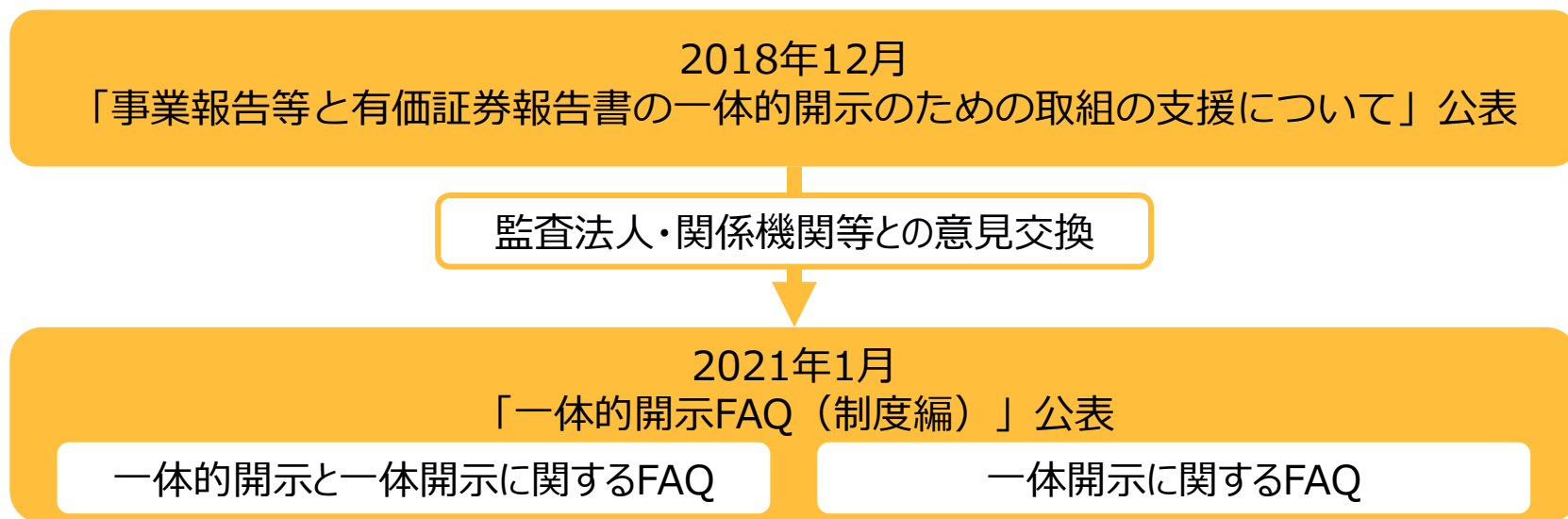
- 「日本再興戦略2014」において持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話を促進するために企業開示の実務的な検討を進めることが示された。経済産業省では、関係省庁と連携し、一体的な開示の実現に向けた検討を進めてきた。
- 今回、一体的開示の実務への普及を促すため、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ(制度編)」(以下「一体的開示FAQ(制度編)」)を公表する。

## <一体的開示に関する主な取組>

2014年6月	日本再興戦略2014 →企業が一体的な開示をする上での実務上の対応等を検討する旨を明記
2016年4月	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(金融庁) →事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や一体化を容易にすること等を提言
2017年12月	「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」 (内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省) →両書類間の類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図ることとし、15項目を取りまとめ、公表。
2018年3月	「有価証券報告書の開示に関する事項 - 『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組 - 」(財務会計基準機構) →2017年12月の取りまとめを受けた記載の共通化のポイント・記載事例を公表
2018年12月	「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」 (内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省) →一体書類(有価証券報告書兼事業報告書)の記載例等の公表
2021年1月	<b>「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ(制度編)」の公表</b> (経済産業省)

# 一体的開示FAQ（制度編）の概要

- 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（2018年）の公表以降、開示書類作成者や開示を取り巻く関係者（監査法人、関係機関等）との意見交換を経済産業省では継続的に実施。
- 意見交換の中で、一体的開示について問合せが多かった項目を、「一体的開示FAQ（制度編）」にて取りまとめ。
- 「一体的開示FAQ（制度編）」は、一体的開示の制度全般に関する「一体的開示と一体開示に関するFAQ」と、一体開示（事業報告等と有価証券報告書を一体の書類として作成）を実施する場合に関する「一体開示に関するFAQ」の2つから構成。



# 一体的開示と一体開示に関するFAQ

- 「一体的開示と一体開示に関するFAQ」は、一体的開示・一体開示を理解するための基礎的な内容（一体的開示・一体開示の定義、現行の開示制度と関連性等）について示したものの。
- その上で、企業が一体的開示・一体開示を進めるに当たってのメリット、課題（現行制度上の検討事項）を提示。

2021年1月

「一体的開示FAQ（制度編）」公表

一体的開示と一体開示に関するFAQ

一体開示に関するFAQ

- ◆ 一体的開示・一体開示を理解するための基礎的な内容
  - ✓ 一体的開示とは
  - ✓ 一体的開示と現行実務の関係
  - ✓ 現行法制下での一体開示
  - ✓ 日本の上場企業の制度開示の概要
- ◆ 一体的開示・一体開示を進めるに当たってのメリット・課題
  - ✓ 一体的開示のメリット（記載内容の共通化 等）
  - ✓ 一体開示のメリット（開示書類作成作業の効率化 等）
  - ✓ 一体開示の課題（開示書類の作成スケジュール変更 等）

# 一体開示に関するFAQ

- 「一体開示に関するFAQ」は、一体開示（事業報告等と有価証券報告書を一体の書類として作成）を実施する場合に、現行制度・実務との関係で問合せを受けた論点について、考え方を示したものの。
- また、2019年12月に実施された会社法改正の影響、企業の一体開示に対する意識調査等、一体開示に関する直近の動向についても紹介。

2021年1月

「一体的開示FAQ（制度編）」公表

一体的開示と一体開示に関するFAQ

一体開示に関するFAQ

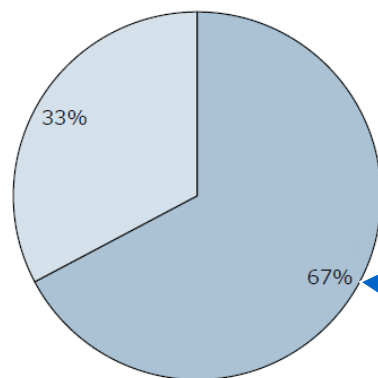
- ◆ 一体開示を実施する場合の、現行制度・実務との関係について
  - ✓ 一体開示のひな型・記載例
  - ✓ 一体開示を行う場合の開示スケジュール
  - ✓ 一体開示を行う場合の会計監査人の監査
  - ✓ 一体開示を行う場合の監査役等の監査
  - ✓ 一体開示のとりやめ
- ◆ 一体開示に関する直近の動向
  - ✓ 改正会社法（株主総会資料の電子提供制度）施行後の一体開示
  - ✓ 一体開示の実施企業

# 一体開示に対するニーズ

- 2019年に上場企業を対象に実施した調査では、回答企業の約2/3が現行制度でも一体開示が可能であることを認知しており、約1/3が一体開示に対して前向きな検討姿勢。

現行法下で一体開示が可能であることを…  
N=574

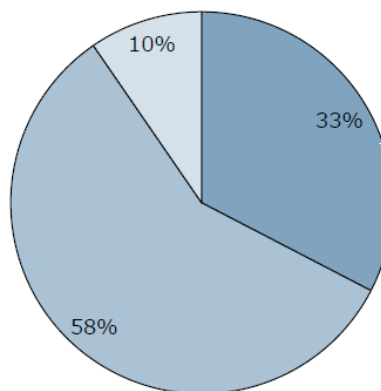
■ 知っている  
■ 知らない



回答企業の2/3は現行制度でも一体開示ができることを認知している

今後、一体開示に対して…  
N=552

■ 前向きに検討したい  
■ 興味はあるが、検討に至るか分からない  
■ 特段関心はない



回答企業の1/3は一体開示に対して前向きな検討姿勢である

令和元年度産業経済研究委託事業

(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方に関する調査研究)

(開示、IR等についてのニーズ調査及びAI等を活用した企業価値評価の動向に関する調査) (2020年3月) より引用。

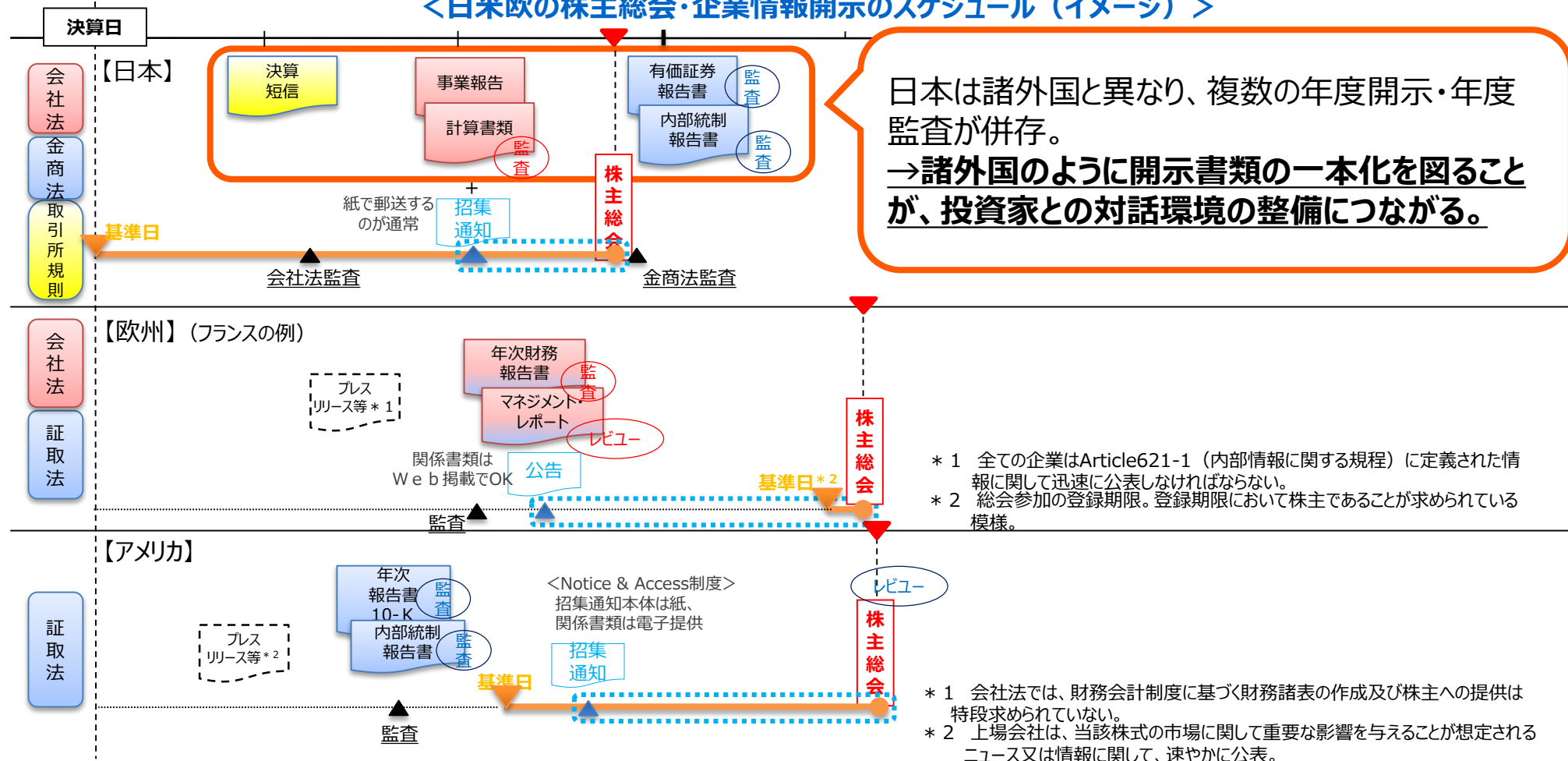
**(参考) これまでの取組概要**



# 一体的開示推進の背景～株主・投資家との対話促進～

- 株主・投資家との対話に意欲的な企業が、招集通知の提供や情報開示・監査等について国際的に一般的な対応をとろうとすると、決算日から総会日までが3ヶ月以内というスケジュールでは制約が大きい状況。
- 諸外国と異なり、我が国では、3つの年度開示や2つの年度監査が併存している。この点を踏まえ、最も望ましい対話環境の整備を図るべく、情報開示の在り方を、招集通知提供や議決権行使の電子化、総会関連日程設定の柔軟化とあわせて検討を推進することが必要。

## <日米欧の株主総会・企業情報開示のスケジュール（イメージ）>



# 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」 (2017年12月28日) の要旨

## 1. はじめに ～目指すべき「一体開示」の方向性～

会社法に基づく事業報告・計算書類（以下「事業報告等」）と金融商品取引法に基づく有価証券報告書を

- ・一体の書類として、又は
- ・別個の書類として、現行実務のように段階的に、若しくは、同時に  
開示することを容易にする。

## 2. 共通化の内容

一体的開示の環境整備の一環として、事業報告等と有価証券報告書での類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図ることとし、15項目を取りまとめ、公表。（「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省））

・一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について（2017年12月／金融庁・法務省）

→取りまとめの別添として、15項目について記載の共通化に向けた対応を明示

・有価証券報告書の開示に関する事項 – 『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組 – （2018年3月／財務会計基準機構）

→共通化に向けたポイント及び記載事例を公表。金融庁・法務省も記載事例等は関係法令の解釈上、問題ないものと公表。

# 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（2018年12月末公表）（1/3）

- 2018年6月～ 関係省庁は一体的開示を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策を企業及び投資家ともに、検討してきたところ。
- その検討の成果として、企業が試行的に作成した2つの記載例（有価証券報告書ベース、事業報告順ベース）を公表した。

## ①有価証券報告書ベース

別紙 1-2

### 有価証券報告書 兼事業報告書

※本記載例は企業が試行的に作成した例であり、雛形ではありません。  
※金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

事業年度 自 2018年1月1日  
(期首) 至 2018年12月31日

<注意事項>

①本記載例は、企業が従来の有価証券報告書と事業報告書に基づいて、一体書類を試行的に作成した一例であり、実際の作成に当たっては、関係法令等を参照の上、有価証券報告書・事業報告書の利用者の適切な判断に資するよう、個々の企業の実態に応じた適切な開示を行うことが必要です。

②企業が作成した記載例に、固有金額や金額等をXXXXXや〇〇〇とするなどの修正を加え、「有価証券報告書の開示に関する事項-『一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組-」（平成30年3月公益財団法人 財務会計基準機構）において示されている記載事例を参考に加工を行っております。

③網羅性部分は、従来、作成企業が事業報告等のみ記載していた事項です。（作成会社が有価証券報告書において任意で記載していた事項については網羅性を付していません。）

④本記載例においては、監査報告書は省略しております。

1

## ②事業報告順ベース

別紙 2

### 事業報告 記載例

(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

※本記載例は企業が試行的に作成した例であり、雛形ではありません。  
※本記載例には、一部、有価証券報告書の記載項目が含まれておりますが、金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しており、本記載例の一部の有価証券報告書の記載項目については、平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますので、ご注意ください。

<注意事項>

① 本記載例は、企業が従来の事業報告書と有価証券報告書に基づいて、試行的に作成した一例であり、固有金額や金額等をXXXXXや〇〇〇とするなどの修正を加えております。また、本記載例は事業報告書の記載例であり、計算書類等は省略しております。記載例を作成した企業において、インターネット開示事項としている項目については、本記載例には含まれていない場合があります。

② 網羅性部分は、作成企業が従来の有価証券報告書においてのみ記載していた事項であり、本記載例において、有価証券報告書と記載を共通化するため追加したものです(注)。  
(注)作成企業において従来より任意で事業報告に記載している有価証券報告書の記載項目については、網羅性は付していません。  
また、企業及び投資家の検討において、有価証券報告書の記載項目のうち議決権行使において重要である項目として開示されたものは、項目に★印を付すとともに表記しております。

③ 実際の作成に当たっては、関係法令等を参照の上、事業報告等の利用者の適切な判断に資するよう、個々の企業の実態に応じた適切な開示を行うことが必要です。

1

※ 両記載例は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正(平成31年1月31日公布・施行)前の平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されていることに注意が必要

# 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（2018年12月末公表）（2/3）有価証券報告書ベース

## 【ポイント】

- ✓ 有価証券報告書の項目と項目順ベースで事業報告等の記載内容を含む有価証券報告書（以下「一体書類」）を作成する。（株主総会提出の事業報告等としても、有価証券報告書としても、使用可能）
- ✓ 会社法上の株主総会招集通知発送期限までに開示する。
- ✓ 会社法上の株主総会招集通知発送期限までに、一体書類のうち、有価証券報告書の一部事項の作業が完了できない場合は、株主総会前に当該一部事項を含まない書類を事業報告等として開示する。その後、有価証券報告書の全項目の記載内容を満たした上で、一体書類を有価証券報告書として開示する

## 【気づき・メリット】

- ✓ 事業報告等と有価証券報告書の非財務情報の記載の共通化が前提として必要。（※）その場合、一体書類のページ数は、既存の有価証券報告書のページ数とそれほど変わらない。
- ✓ 試行的企業の見積では、株主総会招集通知発送前までの作業負荷は増大するが、トータルの工数は削減されるため、一連の開示作業を1か月前倒しで完了することができ、その1か月をこれからのことに使えることはメリットが大きい。
- ✓ 投資家からも一体書類が総会前に開示されることについては賛成の声あり。

（※）「有価証券報告書の開示に関する事項-『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組-」（平成30年3月公益財団法人 財務会計基準機構）参照

# 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（2018年12月末公表）（3/3）事業報告順ベース

## 【ポイント】

- ✓ 事業報告等を、これまでの構成を大きく変えずに作成して、株主総会招集通知発送期限までに開示する。
- ✓ （株主総会后）有価証券報告書の全項目の記載内容を追加して一体書類を作成し、有価証券報告書として開示する。事業報告等作成時から、事業報告等と有価証券報告書の作成プロセスや記載内容をできる限り共通化する。
- ✓ 記載例では、企業及び投資家の検討において、有価証券報告書の記載項目のうち、議決権行使において重要である項目として、例示された以下4項目を任意で記載している。
  - ・「配当政策」
  - ・「役員報酬等の算定方法の決定方針」
  - ・「株式等の状況」の「所有者別状況」
  - ・「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）」

## 【気づき・メリット】

- ✓ 事業報告等として株主への説明のしやすさを維持した上で議決権行使に資する情報の追加も含め構成等の工夫が可能となる余地が大きい。ただし、一体書類として開示する際には、有価証券報告書の項目順に組替が必要となる。
- ✓ 重複する開示項目については、作成段階から一体的開示を意識することで、効率的な作成が可能になる。